

【農政部関係：質問項目】

1. 奄美に合った作物の導入促進について
2. 試験研究の促進について
3. 農地集積・相続未登記農地について
4. フラワーパークかごしまの随意契約について

【質問本文】

1. 奄美に合った作物の導入促進について

■ 質問（しもづる）

まず、研究開発関係で二点伺いたいなと思っています。

私は常々、今後、奄美が何で食べていくのかということ、どの作物等々で食べていくのかということをやはり考えていかなければならないというふうに思っています。先ほどサトウキビの御説明をいただきました。当分の間、サトウキビが奄美の基幹作物であるということは変わらないことかと思えますけれども、一方で、やはり一つの作物に対する依存度が高いということは、市場的な変化であり、気候的な変化であり、さまざまな変化に対して、対応力として懸念されるということが挙げられます。

また一方で、やはり今、TPP とかの話もありますけれども、現状、製糖会社が買うお値段の三分の二が補助金で措置されていることもありまして、やはり稼げる作物、食える作物というのを考えていかなければならないというふうに考えております。

そこで、まず伺いたいのが、農改センターなどで今後、奄美に導入する、気候等々に合った、奄美に導入する、将来、奄美の基幹作物になるもしくは補助の作物でもいいですが、そういう研究というのは どういうこと、どういう方針でやられているのか教えてください。

□ 答弁（農業開発総合センター所長）

奄美の農業振興につきましては、地域の特異性がございますので、また本土とは違った取り組みというのが必要だと思っております。そういう意味で、試験研究のほうからやっておりますことを少し御説明させていただきたいと思っておりますけれども、まずは一番代表的なものとしては、ブランドにもなっておりますバレイショのことがございます。徳之島と沖永良部でバレイショがつけられているわけがございますけれども、そういうものの振興に対する品種の選定とかをやっているのが一つございます。

もう一つ大きな点としては、奄美大島ではスプレーギクの産地も沖永良部を中心にございます。そういう奄美大島のスプレーギクというのは、当然、本土とは気象条件が違いますので、奄美大島に合ったタイプの品種の育成というのが当然必要になります。そういうことで、県のほうで、きゅらという名前をつけたいろいろな品種がございますので、そういう県のほうで育成した品種を、奄美大島に適した品種を進めているところでございます。

これにつきましては、県で育成者権、品種の特許みたいなものでございますけれども、育成した者に与えられる権利という意味でございますが、育成者権というのを県で持っておりますので、奄美地域に推進をして、ほかの県ではこの品種は使えないようにということで進めているものがございます。

それ以外にも、奄美地区では平張り施設、本土のハウスとは少し違って網で四角く囲うタイプの施設でございますが、そういうものの中に入れる野菜の品目として、例えばニガウリであったり、インゲンであったり、カボチャであったり、特にカボチャにつきましては、本土とは違う時期に収穫というのもできたりいたしますので、奄美大島から本土までのリレー出荷というようなことも可能になってきますので、こういうようなものを選定して、技術の開発、品種の選定などを今、進めているところでございます。

## ■ 質問（しもづる）

ありがとうございます。

とかく離島の農業というと、どうしても条件不利だとかということが注目されがちですが、たしか僕、聞いたことあるのが、戦前の小笠原というところは非常に豊かであったと。本土でとれない南方系の果物だとかそういうのを高くで売れた。もしくは同じ本土でとれる品種であっても、先ほど御説明もありましたけれども、時期の違いを生かして高くで売れた。だから豊かだったという話を聞いたことがあります。

やはり、本土でとれない品種であったり、とれる品種であっても、先ほど御説明いただいた時期を変えたり等々で、さまざまな作物、サトウキビ以外の作物の導入というのを研究開発、そして普及というのを今後もしっかりと進めていただきたいなと思っております。

## 2. 試験研究の促進について

### ■ 質問（しもづる）

続いて、同じくちょっと畜産試験場について伺いたいんですが、私、常々、研究開発にお金をかけていただきたいというふうに申し上げているんですが、畜産試験場の研究開発費のうちで県単の試験研究開発費がありますよね。その中で、たしか聞いたことがあるのが、畜産試験場等々は生産物を売った収入もあるというふうに聞いておまして、そうすると実質、県のほうから、県単試験研究費の中で実質、県から幾ら出ているのかなというのが気になるもので、県単試験研究費の中の売り払い収入と、県から出している研究費の内訳がわかれば教えてください。（「暫時休憩をお願いします」という者あり）

### □ 答弁（農業開発総合センター所長）

先ほど下鶴委員のほうから御質問のありました畜産試験場の予算のことでございますが、畜産試験場の予算、研究に係る予算が大きく分けまして、国の予算を使う公募型の予算と一般財源を充てる予算と二つに分けることができます。

そのうち、一般財源を充てている予算の試験研究予算の総額が畜産試験場で九千万ほどでございます。一方、農産物といいますか、畜産物の売り払い収入、生産物の売り払い収入等が全部で合わせて六千四

百七十五万ほどでございます。これを単純に差し引きいたしますと、一般財源というのが二千五百三十七万三千円、これは単純に差し引きをした分でございますけど、このような形になっております。

#### ■ 質問（しもづる）

ありがとうございます。

全体の九千万という額が鹿児島県の二千億もの畜産業に対する試験研究費としてどうかという評価もあろうかと思いますが、その中でさらに県が出している部分で三割程度、二千五、六百万ぐらいだというお話でした。

要望ですが、やっぱり今後の本県の基幹産業である畜産業の振興を図るために、この研究開発費の増額は何かかならんのかなと常々申し上げていますので、ぜひ今後ともこの委員会で議論していきたいと思っております。

以上です。

### 3. 農地集積・相続未登記農地について

#### ■ 質問（しもづる）

それでは、次は、相続未登記農地について伺いたいと思っております。

今後、農地の集積ないし耕作放棄地の解消というのを考えてきたときに、一つ懸念されるのが、相続、じいちゃんの代、親の代から相続はしたけれども、登記に反映していないという、その結果、代々積み重なると実際の所有者が誰なのかわからなくなったり、わかっているけども、了承、同意をとるのに手間がかかったりということが懸念されるかなと思っております。

そこでまず、現状として、相続未登記農地について県としてどのように現状を把握しているか。そしてもう一点は、農地集積や耕作放棄地の解消といった取り組みを進める上で、この相続未登記農地の存在がどのような課題、懸念がされるのかということをお示しく下さい。

#### □ 答弁（農村振興課長）

今、相続未登記農地の御質問がありましたけれども、相続未登記農地の現状ということでありましたが、今、県のほうでは、それが幾らぐらいあるのかというのは把握をしております。ただ、現実的に未登記農地というか、そのためになかなか農地の流動化が進まないですとか、そういう課題はあるということは把握しておりますけれども、現状のところ、その面積が幾らあるかというのは把握をしております。

そういうところで、この相続未登記の農地をいかにして農地流動化といいますか、結びつけていくかということで、農地法の改正の中で、相続未登記といいますか、不明な、誰が所有しているかわからない農地とかそういうものについては、今までは手続上、六段階の手続でやって解消していくというようなことがあったわけですが、農地法の改正によりまして、それを簡便化させていくということで、三段階にその手続をやりまして、できるだけ県の公告によって使えるようにするという手続が行われているところなんですけれども、現実的には、三段階といってもなかなか、ちゃんと確認をしないとけ

ないですとかそういう手続があるものですから、現実的にはなかなか進んでいないというような今のところの現状でございます。

#### ■ 質問（しもづる）

今後、中間管理機構が動いて行く中で、やはりここは一個、ネックになってくるんじゃないかなというふうに懸念しています。

それで、この問題が解決するというのは恐らく二つアプローチがあると思っていて、一つは、実際の所有権に合った登記にしましょうねという、登記のほうを促進していくという方法、もう一つは、登記はそのままいいから、何らかの方法で中間管理機構に寄せる方法、この二つのアプローチがあるかと思います。ただ、後者に関しては、結構、法改正ないし国への要望等々をやらなきゃいけないんじゃないかなと思うんですが、この点について現状、もしくは近い将来、国に出そうとしている、もしくは出している要望等があれば示してください。

#### □ 答弁（農村振興課長）

委員おっしゃるように、相続未登記農地の課題というのは大変大きな問題がありますので、県といたしましても、相続未登記の農地が利用しやすいような形に制度改正がなるように、国のほうに開発促進協議会等を通じて要請をしているところでございます。

#### ■ 質問（しもづる）

ありがとうございます。

今後、実際に中間管理機構が動いていく中で、恐らく現場のほうから要望というのが上がってくると思うんですね。ぜひそのときには現場からの要望に対応して、国への要望をしっかりと行っていただきたいと思います。

### 4. フラワーパークかごしまの随意契約について

#### ■ 質問（しもづる）

続きまして、フラワーパークの契約形態について伺いたいと思っております。

フラワーパークは、たしか公募によらない特定で指定管理をしているかと思いますが、その管理の指定機関並びに、あと公募によらない特定で行った理由を示してください。

#### □ 答弁（農産園芸課長）

現在、地域振興公社を特定しまして、平成二十三年度から二十七年度までの五年間、特定として選定しております。

その特定でしました理由につきましては、本会議の質問にもございましたけれども、フラワーパークは、県民の方々に花と緑に親しんでいただく場を提供するとともに、本県花きの生産振興や観光の振興に寄与するための施設であります。そういったことで、一般の都市公園とは異なりまして、希少植物や

多種多様な植物を栽培していること、専門的な知識・技術・経験に基づく管理が必要であるということ、それから新品種の植栽・展示、有望品種等の生産者への譲渡など、花きの生産振興の面から県の施策とも連携した密接な役割を果たす必要があることから、公募によらず、選定委員会を通じまして選定したところでございます。

## ■ 質問（しもづる）

ありがとうございます。

指定期間が二十三年から二十七年ということで、非常に残念なことではあります。今期中にそれを実際に審査する機会がないということを確認したかったわけですね。次回は二十八年度以降ということになるかと思えます。

その中で、今、公募によらずに特定で行った理由として、県の政策との密接関連性並びに花き振興、花きの生産振興という目的があるということをお答えいただいたかと思えます。

その中で伺いたいのが、これフラワーパークの指定管理、たしか二億円弱、毎年使っているかと思えます。一億九千万円ぐらいだと思えます。これだけのお金を使う以上、やはり公募によらない、原則は公募であると思っておりますし、たしか法律のたてつけもそうなっているかと思っておりますが、相応の理由が必要になるかと思えます。

その中で一つ伺いたいのが、今、政策目的等々をおっしゃいました。とすれば、この指定管理を行おうとする際に、県としてはフラワーパークを生かしてこういうことをやりたい、こういう結果を残してほしいというポリシーがあるはずですね。そういう仕様書並びにこういう政策目的を達成してほしいというそういうものというのは、指定管理をしようとした時点であったものなんですか。

というのが、これを伺うのが、指定管理というのは単に費用節約のものじゃないかと思っております。何らかのその施設を通じて達成したい政策目的があって、その政策目的を効率よく比較的安価に達成するためには、県が直接やるよりも適切な主体にお任せをしてそこでやってもらったほうが、効率よく、そしてしっかりと政策目的を達成できる。だからこそ指定するものだと思うんですね。そうすると、何を達成したいのか、いかなる政策目的を達成したいのかというものが規定されていないとおかしいと思えますので、ちょっとそここのところを教えてください。

## □ 答弁（農産園芸課長）

県の公の施設につきましては、平成十八年から指定管理者制度ができております。

その手続に当たりましては、地方自治法で、県の公の施設に当たっては指定管理をしていきなさいと、それにつきましては、各施設についての条例を定めて行いなさいというのを挙げております。

フラワーパークにつきましても、フラワーパークの設置及び管理に関する条例というのを作成しまして、それに基づきまして指定管理の手続等も行っております。その中では、設置の基本的なコンセプトにつきましては、先ほど言いましたような、花と緑の憩いの場とか、観光の振興がありますけど、花きの生産振興に寄与するということも明確にうたいまして、その中で、申請者たるものから、どのような取り組みがされるのかそういった申請書を出していただきまして、選定委員会のほうでも検討して、指定管理者として選定したという経緯がございます。

現在、フラワーパークを管理します地域振興公社におきましては、地元の生産者等も含めました花き

研究会とかいうのをつくりまして、その中で種苗とか新品種の展示等を行いまして、地元の方々にも早く情報を伝えるとか、種苗の供給等も行つて、生産振興にも当たってもらっております。

そういうことにつきましては、県と指定管理者、フラワーパーク等をまとめました魅力アップ会議、検討会議をしまして、そういった県の指針、考え方、趣旨についてもお伝えしているところでございます。

## ■ 質問（しもづる）

ありがとうございます。

意見を二つ申し上げますが、今、設置条例のほうにフラワーパークのあるべき姿、達成したい政策目的が規定されているというお答えだったかと思えます。そうしましたら、設置条例、当然公開されて、見てわかる話なので、明確に規定されているとするならば、ほかの主体もそれに合致すれば、その政策目的に合致するのであれば、やはり応募はしていただいでしかるべきだと思うんですね。設置条例があつて、その政策目的をうちは達成できるということが、手が挙がるかもしれないと思うわけです。

もう一点は、多分こういう話をすると、地域振興公社は頑張っていますよというお答えをいただいて、それはそれでそうだと思うんですが、地域振興公社が頑張っているという話と、門前払いをするかどうかというのは別な話なんですよ。地域振興公社が頑張っている、現指定管理者が頑張っているというのであれば、手を挙げていただいた後で、総合評価のときに評価をする話であつて、今の現管理者が頑張っているから、じゃ、もう最初から競争させませんよというのはやはり違うんじゃないかなというふうに、これは常々申し上げてはいますが、思うところです。

実際の話は二十八年度以降の委託になりますので、そのときにするとしまして、そういうところを意見として申し添えておきます。

質問事項は以上です。